

原議保存期間	30年(平成57年3月31日まで)
有効期間	一種(平成57年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿  
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 8 1 号  
平 成 2 6 年 4 月 1 4 日  
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部  
暴 力 団 対 策 課 長

農業法人投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書の締結について

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号。以下「法」という。）が改正され、農林水産大臣の承認を受けて農業法人投資育成事業を行う投資主体に、従来の株式会社のほか、新たに投資事業有限責任組合が追加（法第3条第1項）されるとともに、同計画の承認基準に「同事業を適正かつ確実に営むことができる」と認められる者であること（同条第3項第1号）が整備され、平成26年3月1日に施行された。更にこれらに併せて、農林水産省では、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第52号。以下「規則」という。）及び農業法人投資育成事業に関する計画の承認申請等に係るガイドライン（平成26年2月28日付け25経営第3220号農林水産省経営局金融調整課長通知。以下「ガイドライン」という。）に即し、同計画の承認申請様式を定め（規則第2条及びガイドライン第2）、暴力団排除等に関する誓約書等の参考様式を示し、暴力団排除の方針を明らかにしたことから、警察庁においては、同省と協議の上、別添のとおり合意書を締結したので、各都道府県警察にあっては、事務処理上遺漏のないようされたい。

## 記

### 1 趣旨

法改正の趣旨は、農業法人投資育成事業を行う投資主体に株式会社のほか投資事業有限責任組合（組合業務を執行する無限責任組合員と資金を提供する有限責任組合員（民間金融機関等）で構成される。以下「投資組合」という。）を追加することにより、地域農業の担い手たる農業法人に成長資金を供給することを促すことを目的とする一方、暴力団等が関与する投資組合が投資主体として承認されることにより、金融機関等から多額の資金を獲得することが懸念されることから、投資組合等の承認基準に暴力団排除の要件を整備したもの。

### 2 合意事項

「農業法人投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書」（別添）のとおり。

### 3 都道府県警察の対応

#### (1) 通知制度の積極的活用及び警察庁への報告

暴力団対策主管課長は、事件捜査等において、農業法人投資育成事業計画の承認を受けている者が、排除対象に該当すると認められる事実を確認した場合は、警察庁暴力団対策課長を経由して農林水産省経営局金融調整課長に積極的に通知すること。

#### (2) 適切な保護対策の実施

関係職員の保護対策について暴力団対策課長から連絡を受けた暴力団対策主管課長は、保護対象者に対する警戒その他の必要な措置を行うこと。

別添

農業法人投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁暴発第180号  
26 経営第142号  
平成26年4月14日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
坂口 拓也

農林水産省経営局金融調整課長  
小島 吉量

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号。以下「法」という。）、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第52号。以下「規則」という。）及び「農業法人投資育成事業に関する計画の承認申請等に係るガイドライン」（平成26年2月28日付け25経営第3220号農林水産省経営局金融調整課長通知）に即し、農業法人投資育成事業からの暴力団排除を徹底するため、警察庁及び農林水産省の間での業務の運用について、下記のとおり合意する。

記

1 排除対象

農業法人投資育成事業から排除する対象は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が株式会社である場合にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの【規則第2条第2項第9号】。
- (2) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が株式会社である場合にあつては、その役員（設立中の株式会社であるときは、発起人及び役員となるべき者をいう。）が暴力団員等に該当するもの【規則第2条第2項第8号ホ】。
- (3) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、その無限責任組合員が次のいずれかに該当するもの【規則第2条第3項第8号ホ・ト・チ】。

イ 暴力団員等

ロ 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (4) 法第3条第1項の規定により事業計画の承認を受けようとする者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、その有限責任組合員が次のいずれかに該当するもの【規則第2条第3項第9号イ・ロ・ハ】。
  - イ 暴力団員等
  - ロ 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
  - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (5) 承認会社（法第5条に規定する「承認会社」をいう。以下同じ。）又は承認組合（法第5条に規定する「承認組合」をいう。以下同じ。）から投資を受けた農業法人については、次のいずれかに該当するもの【規則第2条第2項第10号イ・ロ又は第2条第3項第10号イ・ロ】。
  - イ その役員（設立中の農事組合法人及び株式会社にあつては、発起人及び役員となるべき者をいい、設立中の持分会社にあつては、その社員になろうとする者をいう。）のうち、暴力団員等に該当する者があるもの
  - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

## 2 照会等の手続き

### (1) 照会

農林水産省経営局金融調整課長（以下「金融調整課長」という。）は、農業法人投資育成事業の事業計画の申請をした投資育成会社（規則第2条第1項に規定する「投資育成会社」をいう。以下同じ。）又は投資育成組合（規則第2条第1項に規定する「投資育成組合」をいう。以下同じ。）、承認会社又は承認組合、承認会社又は承認組合から投資を受けている農業法人（以下「投資事業主体等」という。）について、排除対象に該当するか否か確認するため必要があるときは、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）に対し、文書（別記様式第1号）により照会するものとする。

### (2) 回答

暴力団対策課長は、前記2(1)による照会を受けたときは、文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

なお、暴力団対策課長は、排除対象に該当するか否かの確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、更なる資料等の提供を求めることができるものとする。

### (3) 通知

警視庁又は各道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）は、投資事業主体等が排除対象であると認めたときは、暴力団対策課長を経由して、金融調整課長に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知するものとする。

## 3 照会等に関する留意事項

- (1) 照会を行う場合は、原則CSV形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により記録した電磁的記録媒体

(CD-R等)を添付して行うものとする。

- (2) 暴力団対策課長と金融調整課長との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、手交で行うものとする。

#### 4 連携の強化

暴力団対策課長及び金融調整課長は、照会等の手続に関して、相互に協力し、緊密な連携の下、農業法人投資育成事業からの暴力団排除対策を推進するものとする。

#### 5 保護対策

暴力団対策課長は、本合意書に基づき農林水産大臣が農業法人投資育成事業に係る承認申請の却下、承認取消し等を行う場合において、金融調整課長から要請又は相談を受け、関係職員の保護等の措置が必要と認めるときは、関係する暴力団対策主管課長に連絡するものとする。

#### 6 その他

本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び農林水産省において、その都度協議の上、決定するものとする。

別記様式第1号

文 書 番 号  
平成 年 月 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

「農業法人投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく照会  
について

「農業法人投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年4月  
14日付け警察庁丁暴発第180号、26経営第142号）に基づき、下記のとおり  
照会します。

## 記

### 1 照会の対象

（投資育成会社又は投資育成組合の場合）

投資事業有限責任組合の構成員（無限責任組合員又は有限責任組合員）  
別紙のとおり（役員等の役職・氏名（フリガナ）・性別・生年月日・住所・区分）

（承認会社又は承認組合の場合）

投資事業有限責任組合の構成員（無限責任組合員又は有限責任組合員）  
別紙のとおり（役員等の役職・氏名（フリガナ）・性別・生年月日・住所・区分）

（投資先農業法人の場合）

投資事業有限責任組合の投資先  
別紙のとおり（役員等の役職・氏名（フリガナ）・性別・生年月日・住所・区分）

※ 別紙は電磁的記録媒体のデータを印刷したものとする。

（Excel（CSV）の別紙）

別記様式第2号

文 書 番 号  
平成 年 月 日

農林水産省経営局金融調整課長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

「農業法人投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく回答  
について

「農業法人投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年4月  
14日付け警察庁丁暴発第180号、26経営第142号）に基づき、平成 年 月  
日付け第 号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

#### 記

#### 1 照会の対象

（投資育成会社又は投資育成組合の場合）

投資事業有限責任組合の構成員（無限責任組合員又は有限責任組合員）

（承認会社又は承認組合の場合）

投資事業有限責任組合の構成員（無限責任組合員又は有限責任組合員）

（投資先農業法人の場合）

投資事業有限責任組合の投資先  
株式会社〇〇農園

#### 2 照会に係る調査結果

（記載例）

- ・合意書の排除対象1－（3）ロに該当する理由があると認められる。
- ・該当しない

別記様式第3号

文 書 番 号  
平成 年 月 日

農林水産省経営局金融調整課長 殿

警視庁・〇〇道府県警察本部暴力団対策主管課長

「農業法人投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく通知  
について

下記の者については、「農業法人投資育成事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年4月14日付け警察庁丁暴発第180号、26経営第142号。以下「合意書」という。）における排除対象に該当する事由があると認められるので、合意書に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

### 1 対象者

（投資育成会社又は投資育成組合の場合）

投資事業有限責任組合の構成員（無限責任組合員又は有限責任組合員）

（承認会社又は承認組合の場合）

投資事業有限責任組合の構成員（無限責任組合員又は有限責任組合員）

（投資先農業法人の場合）

投資事業有限責任組合の投資先  
株式会社〇〇農園

### 2 理由

（記載例）

- ・ 上記対象者は、合意書の排除対象1－（3）ロに該当する理由があると認められる。